

令和3年10月25日

総務委員会資料

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について
(防災危機管理課)・・・P 1
2. 米軍機の石見空港への緊急着陸事案について
(防災危機管理課)・・・P 5

防 災 部

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
9月29日(水)		県内感染者確認 (2名、出雲市・県外、計1,613名)
9月30日(木)		県内感染者確認 (5名、出雲市・安来市、計1,618名)
10月1日(金)		県内感染者確認(3名、出雲市、計1,621名)
10月2日(土)		県内感染者確認(3名、松江市、計1,624名)
10月3日(日)		県内感染者確認(1名、出雲市、計1,625名)
10月5日(火)		県内感染者確認 (7名、松江市・出雲市、計1,632名)
10月11日(月)		県内感染者確認(1名、益田市、計1,633名)
10月13日(水)		県内感染者確認 (4名、益田市・安来市、計1,637名)
10月14日(木)		<p>県内感染者確認(1名、浜田市、計1,638名)</p> <p>第49回対策本部会議(書面開催) 決定事項 (県民向け) 県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、以下のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和3年10月15日から当面の間とする <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること ただし、やむを得ない仕事(通勤を含む)や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控える必要はないこと <p>(基本的な感染対策の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高

日付	国	島根県
		<p>まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むこと</p> <p>（自宅等に帰県した場合の感染予防対策について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身赴任中のご家族など自宅等に県外から帰省された方がいる場合や、県内に単身赴任中で県外の自宅等に帰られる方は、自宅等でも家庭のできる感染予防対策、 <ol style="list-style-type: none"> ① 会話をする時は自宅でもマスクを着用 ② ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒 ③ 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒 ④ 窓を開けておくなど定期的な換気 ⑤ 寝室を分ける ⑥ 洗面所等のタオルやコップを共有しない ⑦ 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しないなどを徹底すること <p>（家庭や職場等での健康管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること ・ 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・ 児童、生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること ・ 各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>（飲食店等の利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

日付	国	島根県
		<p>①「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること</p> <p>②飲食の際の人数を、12人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること</p> <p>③時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計で3時間を限度とすること</p> <p>④「接待を伴う飲食店」については、引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外での利用を控えること ・県内でも県外の人との利用を控えること <p>⑤カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること</p> <p>(生活圏域等の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活(通勤、買物等)圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う <p>(十分な換気の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境(温度、湿度等)を維持しつつ、十分な換気を行うこと <p>(業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること <p>(イベント開催の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の対応(令和2年11月20日島根県対策本部決定)によること <p>(接触確認アプリの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が提供している接触確認アプリ(CO-COA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること <p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時

日付	国	島根県
		<p>差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</p> <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染された方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき人権に配慮した冷静な行動をとること
10月15日(金)		<p>県内感染者確認 (6名、浜田市・益田市、計1,644名)</p>
10月16日(土)		<p>県内感染者確認 (17名、浜田市・益田市、計1,661名)</p>
10月18日(月)		<p>県内感染者確認 (2名、浜田市・益田市、計1,663名)</p>
10月19日(火)		<p>県内感染者確認 (8名、浜田市・益田市・県外、計1,671名)</p>

米軍機の石見空港への緊急着陸事案について

1. 事案の経緯

10月5日、16時53分に、米軍機2機が、石見空港に緊急着陸した。県では、直ちに滑走路を閉鎖し、異常がないことを確認した上で、18時25分に閉鎖を解除した。米軍機は、空港内に駐機し、燃料補給及び安全点検を行った上で、6日、12時9分に、石見空港を離陸した。この間、民間航空機の運航への影響はなかった。

2. 対応

- (1) 10月5日、島根県から中国四国防衛局に対し、次の内容を申し入れた。
 - ① 米軍に対して再発防止を申し入れること。
 - ② 緊急着陸の原因について、米軍に確認し、中国四国防衛局から島根県に対して説明を行うこと。
- (2) 同日、知事コメントを報道発表
 - ① このような事態は、県民の生命と安全を守る立場から、誠に遺憾である。
 - ② 再発防止を米軍に申し入れるよう中国四国防衛局に要請した。
(6日に、防衛局から米海兵隊岩国基地に、再発防止の徹底等を申し入れ)

3. 島根県に対する説明（10月20日）

- (1) 中国四国防衛局の説明内容
 - ① 米海兵隊岩国基地に、再発防止の徹底、点検整備等安全面に最大限配慮すること及び速やかな情報提供について、申し入れを行った。
 - ② 米海兵隊岩国基地からは、今回の事案は、燃料低下を原因とする予防的な着陸であるとの説明があり、防衛省としては、引き続き、米軍機の飛行に際しては、周辺住民の方々に不安を与えることが無いよう安全管理に万全を期すよう求めている。
- (2) 県からの申し入れ
 - ① 米軍に対して、再発防止を強く求めるとともに、米軍機の安全飛行について、万全の措置を講じるよう、強く要請すること。
 - ② 併せて、島根県がこれまで繰り返し要望している、住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、強く要請すること。